

氏名	あお やぎ 青 柳 みどり
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学位記番号	論 農 博 第 1726 号
学位授与の日付	平 成 4 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	都 市 近 郊 林 の 環 境 保 全 機 能 の 評 価 お よ び 管 理 に 関 す る 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 頼 平 教授 村 寫 由 直 教授 稲 本 志 良

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、神奈川県および千葉県都市近郊林を対象として、これをめぐる住民、所有者、行政の各立場から、その環境保全機能について評価し、その維持管理の望ましい方向について考察したものである。

第1章では、まず本論の対象とする都市近郊林を定義し、さらにその環境保全機能を、自然環境保全、生活環境保全、保健・レクリエーションの場の提供に区分し、その歴史的な位置づけ、従来の施策、および評価方法について考察している。その結果、都市近郊林は、林業生産の対象としても、都市公園としても、また農業的役割にしても中途半端であり、林野行政、国土利用行政、環境行政の狭間であって、どの行政施策においても保全と管理の諸点について、一貫した方法が確立していないことを指摘している。

第2章では、まず都市近郊林の生活環境保全機能を、景観の保全、自然と親しむ場の提供、文化財・歴史の保全、生活環境の安定という4つの機能に大別し、さらに16の機能に細分している。ついで神奈川県民を対象として、昭和62年に県下全域から1万2千戸を抽出し、上記の各生活環境保全機能の役立ち度の評価およびその理由に関する回答を求め、得られた有効票3,433について分析し、都市近郊林の生活環境保全機能評価指標を作成している。その結果、居住区の立地条件によって近郊林に期待する役割が異なること、また近郊林の評価は林地の状況だけでなく、周辺の土地利用によって大きく影響されることを解明している。

第3章では、まず神奈川県と同じ様式の調査を千葉県について行い、有効票2,034を得ている。ついで立地条件によって両県を5地区に分け、主に住民の立地属性と近郊林評価との関連について考察している。その結果、都市型生活者と農村型生活者では、都市近郊林に対する評価に差異があることを明らかにし、地域社会の伝統的な役割と結びついた農村型の森林利用地域と、公園の利用中心の都市型利用地域とでは、森林管理の主体も方法も異なることを明らかにしている。

第4章では、第2章を補完する形で、神奈川県内の近郊林から10か所を選んで現地調査を行い、人家の状態や交通状況など6つの林地周辺の属性、および林内の樹種、樹木の直径、下刈りの有無など12の林内属性を取り上げ、これらと近郊林の環境保全機能に対する住民の評価との関連について考察している。そ

の結果、林内属性と評価との関連は弱いですが、林地の周辺が住宅、公園、学校によって利用されている場合とか、林地が公園や社寺林である場合には、どの生活環境保全機能に対する評価も高いことを明らかにしている。

第5章では、神奈川県内の日帰り圏にある7つのレクリエーション用林地を取り上げ、主にアクセスシビリテイの点からグラビテイ型のモデルを用いて、各レクリエーション用林地の利用確率を推定し、さらにその保健・レクリエーションの場の提供機能について、評価している。

第6章では、自然保護の専門家の知見を集約して自然保護の指標を作成し、これによって都市近郊林の自然環境保全機能を評価している。

第7章では、都市近郊林の費用負担問題に関する従来の見解をまとめ、ついで地権者29人の面接調査によって、都市近郊林の実態と問題点を検討している。その結果、林地は、所有者にとって重要な資産であり、保険的な役割を担っているので、相続などの発生に備えて通常の状況では売却されにくい。しかも一般的に、林地以外に余裕資産をもっている場合には、環境保全的な用途への提供も、売却もともにされ易いことを明らかにしている。また土地利用計画関連の法律の規定や運用の仕方が、都市近郊林の保全に大きく影響することを明らかにしている。

第8章では、行政の立場から、環境保全林としての買取賃借権設定、利用権設定、管理協定、用途制限による規制など、近郊林に関する諸施策を検討し、それぞれの施策の実効性と必要な条件整備の方向について検討している。

第9章では、以上から得られた知見にもとづいて、近郊林を立地条件によって都市域と近郊域に区分し、それぞれの望ましい管理の方向について総括している。

第10章では、国および地方自治体の緑地保全制度を概観し、その中で実績をあげている横浜市「市民の森制度」について調査している。現在、横浜市では、使用貸借方式によって市民の森が17か所設置されているが、林地の提供者である地権者と提供してもらう側の市緑政局との間の利害や障害をうまく調整することが、成功の要になることを実証している。

現在、多くの自治体で林地買い上げ制度を整備しようとしているが、都市域では、莫大な財政資金が必要な上に、将来利益とのかねあいでの買取交渉がきわめて困難である。しかも所有者自身が林地以外の用途に転用しようとするインセンティブをあまり持っていないので、この施策は適切ではない。しかし相続発生時の高額な相続税に着目した先買権の設定や、土地利用規制にともなう買取請求権に対する買取実績の積み上げなどが効果的であると、結論づけている。

## 論文審査の結果の要旨

近年、緑地の環境保全効果に対する評価が高まっており、この機能を正しく評価し、緑地の保全を図っていくことが、国土計画上、重要な課題になっている。

本論文は、緑地の中でも、都市近郊林を対象として、第1にその環境保全機能を、自然環境保全、生活環境保全、保健・レクリエーションの場の提供に区分し、その歴史的な位置づけ、従来の施策、および評価方法について考察している。第2に、神奈川県および千葉県の実態調査にもとづいて、住民および専門

家の立場から、都市近郊林の環境保全機能を評価する方法を開発し、これによる評価成果とその規定要因との関係を分析している。第3に、林地所有者の都市近郊林に対する管理の実態と問題点について検討し、さらに行政の立場から都市近郊林の保全施策の望ましい方向について考察している。

本論文のとくに評価すべき点をあげると、つぎの通りである。

1. 都市近郊林の公的便益を享受する住民の立場から、環境保全機能を評価し、その評価方法を開発している。この評価方法は、評価指標の作成という形であるため、実際の林地管理に適用することができる点で実効性に富むものである。

生活環境保全機能の評価では、住民意識調査にもとづいて評価指標を作成している。また保健・レクリエーション機能の評価では、利用者である一般住民を対象にして需要度指標を作成している。さらに自然保護指標では、専門家の知見を集約して自然保護指標を作成する方法を考案している。

2. 都市近郊林所有者への面接調査を通じて、都市近郊林所有者には農家が多く、その管理作業の多くは、農家の自家労働によって行われていること、また林地は都市計画上の区分、および所有者が他に所有する資産の状況によって、資産としての取扱いが異なり、とくに環境保全的な施策に対して、林地の提供の仕方が異なることを明らかにしている。

3. 従来、都市近郊林の機能評価と所有者の行動把握ともとづいて、行政側の近郊林保全施策を検討した事例はみられないが、本論文では、このような問題意識にもとづいて、地方自治体の近郊林保全施策を提案している。

4. 本論文で考案された保全機能の評価方法、および住民、所有者、地方自治体のほうだいで克明な実態調査によって得られた新しい見解は、今後、全国的に活用されるであろう。

以上のように、本論文は、都市近郊林の環境保全効果を、住民、所有者、行政の立場から評価する方法を開発し、その評価に応じた近郊林の保全施策について考究したものであって、環境経済論に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成3年11月28日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。